

# 第108期 決算公告

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号  
**株式会社 栃木銀行**  
取締役頭取 菊池 康雄

## 貸借対照表・損益計算書 注記事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 12年～50年  
その他 2年～20年
  - 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,928百万円であります。
  - 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 役員賞与引当金  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理
  - 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 32百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,239百万円、延滞債権額は31,120百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は131百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,109百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,600百万円であります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,663百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、300百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 30百万円

有価証券 1,058百万円

その他資産 2百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,997百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券81,502百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産300万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は849百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、382,852百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが366,030百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,866 百万円

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,576 百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 429 百万円    |
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,580百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 1,003円53銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- |                |        |          |
|----------------|--------|----------|
| (1) 取得原価相当額    | 有形固定資産 | 1,547百万円 |
| (2) 減価償却累計額相当額 | 有形固定資産 | 1,242百万円 |
| (3) 期末残高相当額    | 有形固定資産 | 304百万円   |
| (4) 未経過リース料    | 1年内    | 251百万円   |
| 期末残高相当額        | 1年超    | 88百万円    |
|                | 合計     | 340百万円   |
- (5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- |          |        |
|----------|--------|
| 支払リース料   | 421百万円 |
| 減価償却費相当額 | 357百万円 |
| 支払利息相当額  | 33百万円  |
- (6) 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (7) 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 16. 関係会社に対する金銭債権総額 | 3,253百万円 |
| 17. 関係会社に対する金銭債務総額 | 991百万円   |
18. 銀行法施行規則第19条の2第1項3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.97%であります。

## (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 62百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | 20百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 22百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 0百万円     |
| 役務取引等に係る費用総額         | 337百万円   |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 2,018百万円 |
2. 関連当事者との間の取引
- ①親会社及び法人主要株主(会社等に限る。)等  
該当ありません。
- ②子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容(注1)	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 とちぎんビジネスサービス	所有 直接100%	消耗品の仕入	353	-	-
			事務委託	226	-	-
子会社	株式会社 とちぎん集中事務センター	所有 直接100%	事務委託	411	-	-
子会社	株式会社 とちぎんカード・サービス	所有 直接5%	債務保証(注2)	16,761	-	-
			保証料	337	未払費用	23
			債務保証履行に伴うローンの回収又は代位弁済	250	-	-
			貸出金取引(注3)	△ 371	貸出金	997
子会社	株式会社 とちぎんリーシング	所有 直接5% 間接50%	債務保証(注2)	95,735	-	-
			債務保証履行に伴うローンの回収又は代位弁済	242	-	-
			貸出金取引(注3)	△ 610	貸出金(注4)	2,275
			リース取引関係	942	-	-

## (注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各取引につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 当行の住宅ローン等に対する保証を受けております。保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。取引金額は、当事業年度末の保証残高を記載しております。
3. 貸出金取引金額は、前期末残高との差引を記載しております。
4. 貸出金の担保として、リース投資資産1,253百万円を受け入れております。
- ③兄弟会社等  
該当ありません。
- ④役員及び個人主要株主(個人の場合に限る。)等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	資本金又は出資金(百万円)	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(注2)	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	芳賀通運株式会社(注3)	98	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付	1,753	貸出金(注4)	1,767
					利息の受取	38		
	株式会社ホーエー(注3)	40	被所有 直接-	融資先	資金の貸付	2,756	貸出金(注4)	2,830
				利息の受取	63			
	宇東梱包運輸株式会社(注3)	20	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付	74	貸出金	92
					利息の受取	1		

## (注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して利率等の取引条件を合理的に決定しております。

2. 資金の貸付の取引金額は、期中平残を記載しております。
3. 当行監査役塚本美貴吉及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。
4. 当行監査役塚本美貴吉が債務保証を行っております。

3. 1株当たり当期純利益金額 43円22銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	2,031	2,081	50
	地方債	2	2	0
	社債	1,550	1,566	16
	その他	4,000	4,089	89
	外国証券	4,000	4,089	89
	小計	7,583	7,739	156
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,130	1,116	△ 13
	その他	5,000	4,770	△ 229
	外国証券	5,000	4,770	△ 229
	小計	6,130	5,886	△ 243
合計		13,713	13,626	△ 86

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	32
合計	32

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,445	984	460
	債券	360,308	355,535	4,772
	国債	125,924	124,385	1,539
	地方債	72,063	70,994	1,068
	社債	162,319	160,155	2,164
	その他	18,894	18,607	286
	外国証券	18,894	18,607	286
	その他の証券	—	—	—
	小計	380,647	375,127	5,520
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	26,951	34,801	△ 7,849
	債券	197,396	199,554	△ 2,157
	国債	143,311	145,093	△ 1,781
	地方債	16,053	16,181	△ 127
	社債	38,031	38,279	△ 247
	その他	18,397	20,254	△ 1,857
	外国証券	11,785	12,002	△ 216
	その他の証券	6,611	8,252	△ 1,640
	小計	242,745	254,609	△ 11,864
	合計	623,393	629,737	△ 6,343

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,655
合計	1,655

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,434	741	245
債券	245,219	3,047	81
国債	206,649	2,610	81
地方債	7,518	82	—
社債	31,051	353	0
その他	1,826	1	199
合計	252,480	3,789	526

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、5,279百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための、株式の減損基準は以下のとおりです。

(1) 時価のある株式は、事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、減損処理を行います。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、以下のとおりです。

① 過去2年間の平均株価が簿価比30%以上下落し、回復の可能性が認められないと判定した場合。

② 当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または経常利益が2年連続して赤字となり翌年も同様の状況が予測される場合。

(2) 時価のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価と比べて50%以上下落した場合は減損処理を行います。

(追加情報)

最近の金融市場の状況を勘案した結果、一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当事業年度末は合理的な見積りに基づき算定された価額としております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が837百万円、その他有価証券評価差額金が498百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が339百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワプション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。当価額は、情報ベンダーより入手しており、その適切性を検証のうえ利用しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	8,360	8,360	-	-	-

- (注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,634 百万円
退職給付引当金	5,872 百万円
賞与引当金	396 百万円
税務上の繰越欠損金	4,459 百万円
減価償却費	1,634 百万円
有価証券償却	1,087 百万円
未払事業税	27 百万円
その他有価証券評価差額金	2,560 百万円
その他	909 百万円
繰延税金資産小計	<u>27,582 百万円</u>
評価性引当額	△ 3,203 百万円
繰延税金資産合計	<u>24,379 百万円</u>
繰延税金資産の純額	24,379 百万円